

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ユートピアくびき振興財団(以下「当財団」という。)の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 代表理事及び業務執行理事とは、定款第21条第2項及び第3項の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益で、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当財団は、代表理事及び業務執行理事に職務の対価として報酬を支給することができる。

2. 報酬の総額は、年額1,000,000円の範囲内とし、代表理事及び業務執行理事に対し別に評議員会で定める基準により月額報酬として支給することができる。
3. 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める当財団の職員を対象とする就業給与規程に準ずる。

(費用)

第4条 当財団は、役員及び評議員がその職務遂行のため会議の招集に応じて出席したときは、費用弁償として1回につき4,000円を支給する。

2. 役員及び評議員は、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、別に定める旅費規程により出張旅費として支給することができる。

(公表)

第5条 当財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日から実施する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。